

🍡 令和5年度 🍡

甲州市保育所(園)・認定こども園等 入所手続きのご案内



甲州市役所 子育て・福祉推進課 子育て福祉担当

0553-32-5081(直通)

目次

教育保育の給付認定	2
教育・保育の必要性に応じた支給認定区分	2
「保育を必要とする事由」と保育必要量の認定区分	2
新規入所の申込みについて	3
申込みに必要な書類	3～4
支給認定の有効期間について	4
支給認定の変更届について	4
退所について	4
入所中に市外へ転出する場合	5
入所継続の手続きについて	5
利用者負担額(保育料)について	5～6
副食費について	6
申請書等記入例	7～11

教育・保育の給付認定

保育所や認定こども園等の利用を希望する場合、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を受ける必要があります。

教育・保育の必要性に応じた支給認定区分

3つの認定区分があり、保育の必要性に応じて支給認定証が交付されます。

年齢	保育の必要性	支給認定区分		利用施設
満3歳以上	なし	1号認定	教育標準時間	認定こども園(幼稚園部分) 幼稚園
	あり	2号認定	保育標準時間 保育短時間	認定こども園(保育所部分) 保育所(園)
満3歳未満	あり	3号認定	保育標準時間 保育短時間	



※保育標準時間:1日最長11時間の利用が可能 ※保育短時間:1日最長8時間の利用が可能

「保育を必要とする事由」と保育必要量の認定区分

2号認定・3号認定については、保護者について、保育を必要とする事由に該当するかを確認し、「保育の必要量」(保育が必要な時間)として、保護者の状況等に応じて、「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかの認定を受けることとなります。

保育を必要とする事由		保育の必要量		認定期間
就労	就労のため、保育ができない場合 ※月48時間以上の就労が必要 ※育児休業から復帰する場合…復帰日から起算して14日前(日曜・祝日を除く)の日が属する月の初日から就労として認定可能	標準時間 就労時間が 120時間以上/月 ※通勤時間含む	短時間 就労時間が 120時間未満/月 ※通勤時間含む	就学前まで
妊娠 出産	妊娠中または出産後間もないため、保育ができない場合	標準時間		産前2ヶ月から 産後3ヶ月まで
疾病 障害	病気、負傷または心身に障害があり、保育ができない場合	標準時間		必要とする期間
介護 看護	同居の親族の介護・看護により保育ができない場合	標準時間 介護・看護時間が 120時間以上/月	短時間 介護・看護時間が 120時間未満/月	必要とする期間
災害復旧	災害の復旧にあたっているため、保育ができない場合	標準時間		必要とする期間
求職活動	求職活動(起業の準備を含む)をしている場合	短時間		3ヶ月
就学 職業訓練	在学または職業訓練を受けているため、保育ができない場合 ※月48時間以上の就学等が必要	標準時間 在学・訓練時間が 120時間以上/月 ※通学等時間含む	短時間 在学・訓練時間が 120時間未満/月 ※通学等時間含む	在籍期間
虐待 DV	日中子供が家庭にいないことが適当でない場合等	標準時間		必要とする期間
育児休業	育児休業取得時に、既に入所している子どもがいて継続入所が必要な場合	短時間		育児休業期間

新規入所の申込みについて

●4月1日の入所について

新年度からの入所申込みの受付を、11月1日から11月11日まで行います。

※市外の保育所等を希望する場合

保育所等が所在する市町村に受付期限を確認し、期限の5日前までに甲州市へ書類を提出してください。

●年度途中の入所について

入所を希望する前月の20日までにお申込みください。

入所の開始時期は、基本的には各月の1日からとなります。



申込みに必要な書類

申請書類は、甲州市役所子育て・福祉推進課または市内保育所(園)、認定こども園にあります。また、甲州市ホームページにも掲載されています。

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書(兼施設入所申込書)
- ②保育を必要とする証明書(1号認定の場合は不要です。)

保育を必要とする事由		保育を必要とする証明書
就労	就労のため、保育ができない場合 ※月48時間以上の就労が必要 ※育児休業から復帰する場合…復帰日から起算して14日前(日曜・祝日を除く)の日が属する月の初日から就労として認定可能	<input type="checkbox"/> ①就労証明書(会社員・パート・公務員・内職) ※事業所の証明が必要 <input type="checkbox"/> ②就労証明書(自営業・法人・農業) ※居住地の民生委員の証明が必要
妊娠出産	妊娠中または出産後間もないため、保育ができない場合	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し ※表紙及び分娩予定日を記入するページの写し 働いている場合(産休中) <input type="checkbox"/> ①就労証明書(会社員・パート・公務員・内職) ※事業所の証明が必要 <input type="checkbox"/> ②就労証明書(自営業・法人・農業) ※居住地の民生委員の証明が必要 働いていない場合 <input type="checkbox"/> 保育にあたれない証明【働いていない場合】
疾病・障害	病気、負傷または心身に障害があり、保育ができない場合	<input type="checkbox"/> 保育にあたれない証明【働いていない場合】 <input type="checkbox"/> 障害者手帳の写し ※疾病の場合は証明書に医師の証明が必要
介護・看護	同居の親族の介護・看護により保育ができない場合	<input type="checkbox"/> 保育にあたれない証明【②働いていない場合】 ※居住地の民生委員の証明が必要
災害復旧	災害の復旧にあたっているため、保育ができない場合	子育て・福祉推進課に相談してください。
求職活動	求職活動(起業の準備を含む)をしている場合	<input type="checkbox"/> ハローワークカードの写し
就学・職業訓練	学校に在籍または職業訓練を受けているため、保育ができない場合 ※月48時間以上の就学等が必要	<input type="checkbox"/> 保育にあたれない証明【②働いていない場合】 <input type="checkbox"/> 在学証明書等
虐待・DV	日中子供が家庭にいないことが適当でない場合等	子育て・福祉推進課に相談してください。
育児休業	育児休業取得時に、既に入所している子どもがいて継続入所が必要な場合	<input type="checkbox"/> ①就労証明書(会社員・パート・公務員・内職) ※事業所の証明が必要 <input type="checkbox"/> ②就労証明書(自営業・法人・農業) ※居住地の民生委員の証明が必要 <input type="checkbox"/> 育児休業による保育の実施申立書

③該当時に提出する書類

次の状況に該当する場合は、該当する証明書を提出してください。

状況	証明書等の種類
ひとり親世帯	児童扶養手当証書またはひとり親医療費資格者証の写し、もしくは戸籍謄本添付
生活保護を受給している世帯	生活保護受給証明書の写し
在宅障害者がいる世帯	障害者手帳の写し
児童を里親またはファミリーホームが委託されている場合	委託されていることがわかる証明書の写し

④甲州市口座振替依頼書(認定こども園、幼稚園、市外公立保育所の場合は不要です。)

※山梨中央銀行、甲府信用金庫、山梨信用金庫、山梨県民信用組合、フルーツ山梨農業協同組合、ゆうちょ銀行 のみとなります。

支給認定の有効期間について

交付される支給認定には、有効期間があります。

保育を必要とする2号認定・3号認定については保育を必要とする事由により、有効期間が異なります。

有効期間後も継続して入所する場合には保育を必要とする事由等の変更が必要となります。

なお、満3歳の誕生日を迎えた場合には、3号認定から2号認定に自動で切り替えとなりますが、特に変更届等の提出は必要ありません。

支給認定の変更届について

支給認定を受けた方について、世帯の状況や保育を必要とする事由などの変更があった場合には、変更届の提出が必要となります。

書類は、各施設及び市役所子育て・福祉推進課にあります。

【変更届が必要な事例】

- 家庭状況の変更(離婚、婚姻、転居等)
- 保育を必要とする事由変更(求職活動⇒就労、転職、離職、就労⇒妊娠出産、
妊娠出産⇒育児休業 等)

【変更届に必要な書類】

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請内容変更届
- ② 就労証明書等

退所について

施設の退所が決まりましたら、各施設へ退所届を提出してください。(市外の施設については子育て・福祉推進課に提出)

入所中に市外へ転出する場合

退所届を提出してください。甲州市の施設を引き続き利用する場合も退所届は提出し、転出先にて改めて入所の手続きが必要です。

入所継続の手続きについて

毎年11月に、翌年度も入所を継続するための手続きとして、現況届の提出が必要となります。市内の施設を利用されている方には施設から連絡があります。市外の施設を利用されている方は、市から通知が届きます。

利用者負担額(保育料)について

(1)算定について

保護者の「市民税額(税額控除前)」により利用者負担額(保育料)が算定されます。

4月～8月分	令和4年度市民税額(令和3年中の収入等により算定される)により算定
9月～3月分	令和5年度市民税額(令和4年中の収入等により算定される)により算定



※年度途中で保育料の切り替えが行われます。

※父母の合計額で算定となりますが、収入によっては祖父又は祖母分を算定に含める場合があります。

※甲州市において住民税が課税されていない場合は、マイナンバーを用いて他市町村に課税情報を照会いたしますので、後日マイナンバー等の提出のご案内をさせていただきます。

(2)納入先について

(保育所)	市内	私立	甲州市に納入(口座振替)
		公立	振替日は毎月月末
	市外	私立	※振替日が土日祝日の場合は翌営業日。12月分は25日。
		公立	保育所(園)の所在する市町村に納入
・認定こども園 ・幼稚園			各園に納入

※いずれの施設をご利用頂く場合でも、利用者負担額(保育料)は甲州市の階層表で決定されます。

(3)階層表

○教育標準時間認定(1号認定) ※幼稚園・認定こども園[幼稚園部分]

令和元年10月から利用者負担額は、「0円」となりました。

○保育認定(2号認定・3号認定) ※保育所(園)・認定こども園[保育所部分]

令和元年10月から3歳児(年度初日の年齢)以上の利用者負担額は、「0円」となりました。

次ページへ続く

<3歳未満児(年度初日の年齢)階層表> ○多子と階層による軽減表

階層区分		利用者負担月額 (単位:円)	階層区分	第2子	第3子 以降	
		標準時間				
		短時間				
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0	第1階層	-	-	
第2階層	市民税非課税世帯	0	第2階層	-	-	
第3階層	市民税所得割額	10,000円未満	第3階層	多子カウント年齢制限 無料	多子カウント年齢制限 無料	
		8,900				
第4階層		10,000円 ~ 25,000円未満	14,000			第4階層
		13,800				
第5階層		25,000円 ~ 48,600円未満	19,000			第5階層
		18,800				
第6階層		48,600円 ~ 57,700円未満	22,000			第6階層
		57,700円 ~ 70,000円未満	21,700			
第7階層		70,000円 ~ 97,000円未満	24,000			第7階層
		97,000円 ~ 135,000円未満	23,600			
第8階層		97,000円 ~ 135,000円未満	30,000			第8階層
		29,600				
第9階層		135,000円 ~ 169,000円未満	36,000			第9階層
	35,500					
第10階層	169,000円 ~ 213,000円未満	39,000	第10階層	小学校就学前から数えて 半額		
	38,400					
第11階層	213,000円 ~ 301,000円未満	40,000	第11階層			
	39,400					
第12階層	301,000円 ~ 397,000円未満	43,000	第12階層			
	42,300					
第13階層	397,000円以上	45,000	第13階層			
		44,300				

※多子カウント年齢制限なし: 生計を一にし監護することもについて、年齢に関わらず多子カウントの対象とする。

◆母子・父子世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等)に困窮していると市長が認めた世帯)

階層区分		利用者負担月額
第2階層	市民税非課税世帯	0
第3階層	10,000円未満	4,000
第4階層	市民税所得割額	10,000円 ~ 25,000円未満
第5階層		25,000円 ~ 48,600円未満
第6階層		48,600円 ~ 70,000円未満
第7階層の一部	70,000円 ~ 77,101円未満	9,000

※生計を一にし監護する第1子の年齢に関わらず、第2子以降は無料。

【多子世帯の減額】

小学校就学前のお子様がお子様2人以上いる場合、最年長のお子様を第1子、その下のお子様を第2子と数えます。

第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

第1子が卒園した場合は、それまで第2子だったお子様を第1子と数えます。(※ただし、下記世帯の場合は年齢に関係なく最年長を第1子と数える。)

【所得による減額】

市民税所得割額が169,000円未満で第2子以降が3歳未満(年度初日の年齢)の場合、第1子の年齢に関わらず、第2子以降が無料となります。

副食費について

1号認定・2号認定(3歳児クラスから5歳児クラス)の副食費は施設への直接の支払いとなります。金額及び納入方法は施設にお問い合わせください。

※公立保育所(甲州市内)・・・月額4,500円。口座振替となります。

【副食費の免除制度】

【免除対象者】 免除者には、免除通知が交付されます。

●年収360万円未満相当の世帯の子ども

1号認定: 所得割額77,101円未満

2号認定: 所得割額57,700円未満

※ひとり親世帯等は所得割額77,101円未満

●第3子以降の子ども

1号認定: 小3までの子どもから数えて第3子以降

2号認定: 就学前の子どもから数えて第3子以降

